

# 国立大学法人琉球大学役員会運営細則

平成25年4月10日  
制 定

(趣旨)

**第1条** この細則は、国立大学法人琉球大学役員会規程（以下「役員会規程」という。）第9条の規定に基づき、役員会の運営に関し必要な事項を定める。

(議案の提出)

**第2条** 役員会への議案の提出は、学長又は理事が行う。

2 議案を提出する場合、原則として当該事項の決定までの計画を示すものとする。

(報告義務)

**第3条** 学長及び理事は、担当する審議事項に係る業務の遂行状況について、役員会に報告するものとする。

(会議)

**第4条** 定例会議は、原則として毎週水曜日に開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議長は必要に応じて、役員会を開催することができる。

(議事録)

**第5条** 議長は、役員会の議事要旨を作成し、これを公表する。

(改廃)

**第6条** この細則の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。

附 則（平成25年4月10日）

この細則は、平成25年4月10日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月30日）

この細則は、平成26年7月1日から実施する。

附 則（平成27年5月22日）

この細則は、平成27年5月22日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年1月11日）

この細則は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成30年3月30日）

この細則は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（平成31年4月2日）

この細則は、平成31年4月2日から実施し、平成31年4月1日から適用する。